省令

○農林水産省令第七十四号

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百七十六条第二項の規定に基づき、農業保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十二月十二日

農林水産大臣　野村　哲郎

農業保険法施行規則の一部を改正する省令

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
附　則 （令和四年及び令和五年における保険資格者に関する特例等） **第二十三条**　令和四年一月一日から令和四年十二月三十一日までの間に保険期間が開始する前条第二項の保険関係が成立した場合における当該保険関係の保険期間において第百七十八条第一号に掲げる事業を利用した被保険者が、当該保険期間の満了日の翌日にその保険期間が開始する保険関係について、法第百七十七条第一項の規定による申込みをする場合における当該保険関係の保険期間についての第百七十八条の規定の適用については、同条中「次に」とあるのは、「第二号から第四号までに」とする。 ２　前項の規定の適用がある場合における法第百八十一条の被保険者の保険期間中の農業収入金額は、第百七十八条第一号に掲げる事業に係る交付金であって事業規程に定めるものを対象農産物等の販売金額に含めて算定するものとする。	**附　則** （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。